（別表）

**日常点検整備基準**

　暖房設備の点検整備基準はボイラーメーカー発行の取扱要領によるもののほか、次の項目とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機器名 | 点検整備項目 | 回数 |
| １　ボイラー附属機器及び燃焼装置、第一種圧力容器、水面計、フロートスイッチ、フレームアイ、圧力計、温度計、ダンパー圧力スイッチ、着火装置、インターロック回路２　給水装置、水源、温水循環ポンプ３　地下燃料タンク、サービスタンク、ギヤーポンプ、配管等４　ボイラー操作盤、各種モーター５　各種ストレーター６　放熱器、放熱器弁、レタンコック７　ピット内配管８　バーナチップ、着火装置、ファン９　ボイラー炉、煙突1. ボイラー室

11　その他 | 運転前の点検、作動テスト機能テスト、運転中の監視ブロー等の実施　点検、作動状態の監視　状態点検　作動点検　清掃　状態点検　状態確認　清掃　燃焼の状態、排ガスの監視及び記録　室内の整理、整頓　必要な点検整備 | 　毎日　毎日　毎日　毎日　週１回　必要の都度　週１回　週１回　常時　常時　必要の都度 |

**別紙**

**化学物質過敏症の対応について(庁舎)**

○化学物質過敏症とは

　　日常生活において、普通の人では問題とならないような少量の化学物質であっても、身体が過敏に反応し、様々な症状があらわれる病気です。

　　化学物質は、建材をはじめ、家庭用品や化粧品など様々なものに含まれているため、化学物質過敏症の方はアレルギー症状に悩まされています。

○令和２年度対応事例

１　執務室に入室する者への、香料等(香水・整髪料等)の自粛のお願い。

２　駐車場における、禁煙及びアイドリングストップ。

３　庁舎内のワックス掛け実施時期の指定(ワックスが揮発する時間を十分に確保するため5月の連休の初め及び年末年始の連休の初めに実施)。

４　粉塵等が発生する業務の際、日程調整し、該当職員が不在時に実施。

５　農薬等の使用の禁止。